

岩手県告示第810号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成22年10月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 処分をした年月日 平成22年9月30日
 - （2） 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 柿沢建設
 - イ 主たる営業所の所在地 和賀郡西和賀町沢内字鍵飯17地割20番地
 - ウ 代表者の氏名 柿沢整慶
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－19）第568号
 - （3） 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - （4） 処分の原因となった事実 平成22年9月24日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2（1） 処分をした年月日 平成22年9月17日
 - （2） 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社吉成建装
 - イ 主たる営業所の所在地 花巻市諏訪70番地15
 - ウ 代表者の氏名 吉成忠行
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－17）第9354号
 - （3） 処分の内容 内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - （4） 処分の原因となった事実 平成22年9月14日付けで内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。